

目的	適正化の手法	市町村・事業所の取組を促進する取組
<p>(1) 自立支援・介護予防・重度化防止、要介護状態の軽減に繋がる介護給付の推進</p> <p>(2) 効果的・効率的な介護給付の推進</p> <p>(3) 給付費の適正化の推進</p>	<p>① 要介護認定の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定の変更・更新にかかる認定調査について、保険者が訪問・書面等による点検を実施。</li> <li>・一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差や、認定調査項目別の選択状況について比較分析等を実施。</li> </ul> <p>② ケアプランの点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画の内容について点検を行う。</li> </ul> <p>③ 介護報酬の縦覧点検・医療情報との突合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の請求明細書内容の点検を行う。</li> </ul> <p>④ 福祉用具の購入・貸与調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に対し、福祉用具の必要性や利用状況等について点検し、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を推進。</li> </ul> <p>⑤ 介護給付費通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者から受給者に対し、事業者からの介護報酬の請求や給付状況等について通知を行い、適切なサービスの利用と提供、適正な請求の観点から抑制効果を促進。</li> <li>・医療の入院情報と介護保険の給付情報を突合・点検を行い医療と介護の重複請求の排除等を図る。</li> </ul>	<p><b>【全対象に対する支援】</b></p> <p>ア 地域差分析・先進事例を用いた市町村の取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護費・認定率等に関する地域差分析結果、先進事例等、市町村の取組の地域差を市町村に示すことにより、市町村の取組を促す。</li> </ul> <p>イ 給付実績の分析結果を活用した事業者指導ノウハウの市町村への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連の給付実績の分析を県で実施し、その結果を活用して、事業者への適切な指導ノウハウを市町村に提供する。</li> </ul> <p>ウ 事業者に対する実地及び集団指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して制度内容、適切な介護報酬請求の指導を行い、また必要に応じて帳簿の提出、報告の徴収等の監査を行う。</li> </ul> <p>エ 市町村介護計画での指標設定の支援とPDCAサイクルのフォロー</p> <p><b>【個別対象に対する支援】</b></p> <p>オ 地域ケア会議へのリハ職の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議へのリハ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の派遣により、自立支援型のケアマネジメントを推進。</li> </ul> <p>カ ケアプラン点検のノウハウ提供のための市町村へケアマネ専門職の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ケアマネ専門職員を派遣し、ケアプランの作成や介護報酬の請求に関して、保険者への指導・助言の充実を図る。</li> </ul> <p>キ 介護給付適正化アドバイザーの派遣</p> <p style="text-align: center;"><b>県民・利用者への啓発</b></p> <p>ク 真に必要な介護サービスについて理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村を通じて、様々な機会を活用して、真に必要な介護サ</li> </ul>

**将来にわたり、介護サービスを必要とする人が、過不足のない真に必要なサービスを受けられる、持続可能な介護保険制度の運営**